

株式分割に関する基準日設定公告

平成30年1月16日

株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス
代表取締役 吉村 元久

当社は、平成30年1月15日開催の取締役会において、平成30年2月1日（木曜日）付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年1月31日（水曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、平成30年2月1日（木曜日）をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を15,000,000株から75,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成30年2月下旬にお届出のご住所にお送り申し上げます。
- 平成30年2月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1)住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し付けください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1
	電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部